

事 務 連 絡  
令和 2 年 9 月 1 0 日

各地方運輸局自動車交通部旅客第二課長 殿  
各地方運輸局自動車交通部貨物課長 殿  
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車局旅客課  
自動車局貨物課

「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」の事務取扱について

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱いについては、「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」（令和 2 年 9 月 10 日付け国自安第 79 号、国自旅第 201 号、国自貨第 37 号）（以下「タクシー許可通達」という。）において示されたところであるが、その事務取扱を下記のとおり定めたので、了知されたい。

## 記

タクシー事業者が一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行おうとする場合の手續について

### （1）貨物自動車運送事業の許可申請について

タクシー事業者による貨物自動車運送事業の許可申請については、タクシー許可通達並びに「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成 15 年 2 月 14 日付け国自貨第 77 号）（以下「処理通達」という。）その他関係通達によることとする。

#### ① 営業所、車庫、休憩・睡眠施設について

タクシー事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合の事業用自動車（以下「貨客併用車両」という。）を配置する営業所、車庫、休憩・睡眠施設については、旅客及び貨物の両事業を同一の事業用自動車で行うため、その運行管理等を同時に行えるよう当該タクシー事業の営業所等と同一の営業所等について貨物自動車運送事業の許可の審査を行うこととする。

なお、既存のタクシー事業の営業所等について貨物自動車運送事業の営業所等として許可を受ける場合は、宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。

② 損害賠償能力

損害賠償能力の確認は、宣誓書（別添様式）の添付を求めることとする。

③ 資金計画

貨物自動車運送事業の経営に係る資金計画が適切であることは宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。

④ その他

法令遵守の確認は、宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。

(2) 既に貨物自動車運送事業及びタクシー事業の両方の許可を受けている者が、タクシー事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物の運送を開始する場合の取扱いについては、タクシー許可通達並びに処理通達及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について」（令和元年8月1日付け国自貨第40号）その他関係通達等によることとする。

営業所、車庫、休憩・睡眠施設については以下のとおり取り扱うこととする。

貨客併用車両を配置する営業所、車庫、休憩・睡眠施設について、事業計画変更の申請を行わせることとする。

(i) 許可又は認可に付す条件

事業計画変更の認可をしようとする場合は、タクシー事業の車両を使用して食料・飲料を運送する場合について、タクシー許可通達1.(1)③の条件を既に受けている貨物自動車運送事業の許可に付すとともに、1.(1)④の期限を付すこととする。

ただし、既にタクシー事業の車両を使用して貨物の運送を行うことができる貨物の許可を受けている事業者であって、営業所を新設等することにより事業計画を変更等する場合にあっては認可にあたって改めて条件を付すことを要しない。

認可にあたっては、許可期限が経過した際には、事業計画のうちタクシー許可通達に基づく内容を削除する旨の事業計画変更を行うこととする条件を付すこととする。

(ii) 事業計画変更の認可申請について

貨客併用車両を配置する営業所、車庫、休憩・睡眠施設については、タクシー及び貨物の両事業を同一の事業用自動車で行うため、その運行管理等を同時に行えるようタクシー事業の営業所等と同一の営業所等について、貨物自動車運送事業の事業計画の変更認可の審査を行うこととする。

なお、既存のタクシー事業の営業所等について貨物自動車運送事業の営業所等として認可を受ける場合は、宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。